

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	資料の館外持出し	
根拠条例等・条項	堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則第28条	
所 管 課	文化観光局 観光推進課	
審 査 基 準	<p>資料の館外持出しについては、堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例規則第28条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則】 （資料の館外貸出し）</p> <p>第28条 市長は、資料の館外への貸出し（以下「館外貸出し」という。）をしない。ただし、博物館、図書館、学校、研究所その他市長が適当であると認める者については、資料の館外貸出しを行うことがある。</p> <p>2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ堺市立歴史文化にぎわいプラザ資料館外貸出許可申請書（様式第13号）により市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料の館外貸出しを許可しない。</p> <p>(1) 館外貸出しによって資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 現に資料が展示されているとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が資料の館外貸出しをすることが不適當であると認めるとき。</p> <p>4 資料の館外貸出しの許可は、堺市立歴史文化にぎわいプラザ資料館外貸出許可書（様式第14号）を申請者に交付して行うものとする。</p> <p>5 資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	